

法務省民事局参事官室 御中

社団法人 全国地方銀行協会
(東京都千代田区)

「電子登録債権法制に関する中間試案」に対する意見

1. 総論

現在検討が行われている電子登録債権法制は、IT を活用した新たな金銭債権の類型を創設しようとするものであり、今後、企業間信用を活用した既存の商取引や決済・ファイナンス手法等に対して大きな影響を及ぼすことが想定されることから、その検討に際しては、制度の安定性および信頼性の確保に十分留意する必要があると考える。

また、そもそも、電子登録債権法制の創設に係る議論は、中小事業者の資金調達の円滑化を一つの重要な目的として開始されていることから、電子登録債権を広く普及させるためには、主たる利用者として想定される中小事業者が、容易に、安心して、低コストで活用できる制度設計とする必要があると考える。

なお、電子登録債権の登録を行う管理機関のあり方等については、別途、金融審議会において検討が行われているところであるが、基本法制上、管理機関の形態については、複数の金融機関による共同設立等を排除しないようにすべきである。

2. 各論

中間試案の項目、頁番号	意見
第 1 総則 2 電子登録債権に係る意思表示 (1) 電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示 【中間試案 1 ~ 2 頁】	本論点（発生要件等としての意思表示）の検討に際しては、制度の使いやすさ（簡略さ）という観点にのみ重きを置いて議論すべきではなく、利用者（特に中小企業者）の保護という観点も十分に踏まえる必要がある。 具体的には、中小事業者の資金調達の円滑化（大企業(債務者)が下請企業(債権者)に対する優越的な立場を利用し支払期日直

中間試案の項目、頁番号	意見
	<p>前まで発生登録をしないこと等の抑止や、自らの債権の電子登録債権化を望まない中小企業者(債権者)の保護等)が十分に図られる制度設計となるよう、慎重に検討を行う必要があると考える。</p>
<p>第1 総則 4 登録 (5) 不実の登録についての管理機関の責任 【中間試案6頁】</p>	<p>すべて管理機関の責任とするのは適当ではなく、ブラケット内の但書き(管理機関がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする旨の記述)は必要と考える。</p>
<p>第1 総則 4 登録 (6) 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任 【中間試案6～7頁】</p>	<p>申請権限を有する者のパスワード管理がずさんであったことに起因して、無権限者による申請がなされるケース等も想定されるため、管理機関が無過失責任を負う(C案)というのでは、管理機関の責任が過重であると考ええる。</p>
<p>第3 電子登録債権の譲渡 2 電子登録債権の自由譲渡性 【中間試案10～11頁】</p>	<p>全面的な譲渡禁止特約を認めた場合には、同特約が付された電子登録債権については金融機関への譲渡(手形割引的な活用)もできなくなり、中小企業者(債権者)の資金調達に支障が生じる懸念があるため、原則として全面的な譲渡禁止特約を認めるべきではないと考える。</p> <p>譲渡禁止特約を付すことを希望する債務者も、債権者が金融機関へ譲渡する(手形割引的な活用をする)ことまで否定しないと考えられるため、注2にあるとおり、管理機関が業務規程で定める範囲内で、譲渡の相手方を一定の者(例えば金融機関)に制限できるものとするべきである。</p>

以上